

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月22日
【会社名】	P C Iホールディングス株式会社
【英訳名】	P C I Holdings , I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 天野 豊美
【本店の所在の場所】	東京都江東区南砂二丁目1番12号
【電話番号】	(0 3) 5 6 3 3 - 7 9 4 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 井口 直裕
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区南砂二丁目1番12号
【電話番号】	(0 3) 5 6 3 3 - 7 9 4 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 井口 直裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年12月18日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円（普通配当金：70円、記念配当金：10円）配当総額134,184,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、経営環境に迅速に対応可能な経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）を変更するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第41条第2項の一部を変更するものです。なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役7名選任の件

天野豊美、関谷恵美、岩橋正治、栗田健史、井口直裕、原口直道及び坂本忠弘の計7名を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	8,491	15	-	(注)1	可決 98.96
第2号議案	8,492	14	-	(注)2	可決 98.97
第3号議案					
天野 豊美	8,469	37	-	(注)3	可決 98.71
関谷 恵美	8,470	36	-		可決 98.72
岩橋 正治	8,470	36	-		可決 98.72
栗田 健史	8,469	37	-		可決 98.71
井口 直裕	8,467	39	-		可決 98.68
原口 直道	8,467	39	-		可決 98.68
坂本 忠弘	8,468	38	-		可決 98.69

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上